

定 款

第 1 章 総 則

第 1 条 (商号)

当社はアクシスコンサルティング株式会社と称し、英文では、Axis Consulting Corporation と表示する。

第 2 条 (目的)

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 有料職業紹介業
- (2) 労働者派遣業
- (3) 就職活動に関するコンサルタント業務
- (4) 経営コンサルタント業務
- (5) 情報処理・情報提供サービス業務
- (6) 各種イベントの企画、運営
- (7) 前各号に付帯関連する一切の事業

第 3 条 (本店の所在地)

当社は、本店を東京都千代田区に置く。

第 4 条 (公告の方法)

当社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 5 条 (機関構成)

当社には、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

第 2 章 株 式

第 6 条 (発行可能株式総数)

当社の発行可能株式総数は、16,080,000株とする。

第7条（自己株式の取得）

当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

第8条（単元株式数）

当社の1単元の株式数は、100株とする。

第9条（単元未満株式についての権利）

当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- （1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- （2）会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- （3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

第10条（株主名簿管理人）

- 1 当社は、株主名簿管理人を置く。
- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
- 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においては取り扱わない。

第11条（株式取扱規程）

当社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第12条（基準日）

- 1 当社は、毎事業年度末日最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とみなす。
- 2 前項のほか、株主または登録株式質権者として権利を行使すべき者を確定する

ため必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して基準日を定めることができる。

第 3 章 株主総会

第 13 条（招集）

当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

第 14 条（招集権者および議長）

- 1 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、あらかじめ取締役会が定める取締役が招集し、議長となる。
- 2 前項に定める取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに当たる。

第 15 条（電子提供措置等）

- 1 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日まで书面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 16 条（議決権の代理行使）

- 1 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。
- 2 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに提出しなければならない。

第 17 条（決議の方法）

- 1 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

第 18 条（議事録）

株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第 4 章 取締役および取締役会

第 19 条 (取締役の員数)

- 1 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、10 名以内とする。
- 2 当社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は、5 名以内とする。

第 20 条 (取締役の選任の方法)

- 1 当社の取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。
- 2 当社の取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。
- 4 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

第 21 条 (取締役の任期)

- 1 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 監査等委員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。

第 22 条 (取締役会の招集および議長)

- 1 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会が定める取締役がこれを招集し、その議長となる。当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。
- 2 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前に各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

第23条（取締役会の決議の方法）

- 1 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。
- 2 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第24条（代表取締役および役付取締役）

- 1 当社は、取締役会の決議によって、監査等委員でない取締役の中から代表取締役を選定する。
- 2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
- 3 取締役会は、その決議によって、監査等委員でない取締役の中から取締役会長、取締役社長各1名およびその他の役付取締役若干名を選定することができる。

第25条（業務執行の決定の取締役への委任）

当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第26条（取締役の報酬等）

取締役の報酬等（報酬、賞与その他の取締役の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益をいう。）は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。

第27条（取締役会の議事録）

取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

第28条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第29条（取締役の責任免除）

- 1 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項に定める責任について法令に定める要件に該当する場合に

は、賠償責任額から法令が規定する最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、会社法第 423 条第 1 項に定める責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第 5 章 監査等委員会

第 30 条（監査等委員会の招集通知）

- 1 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

第 31 条（監査等委員会の決議の方法）

監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第 32 条（監査等委員会の議事録）

監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

第 33 条（監査等委員会規程）

監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第 6 章 会計監査人

第 34 条（会計監査人の選任）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第 35 条（会計監査人の任期）

- 1 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当

該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第36条（会計監査人の報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

第37条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日まで1年とする。

第38条（剰余金の配当等）

- 1 当会社は、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。
- 2 当会社は、毎年6月30日または12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下、「配当金」という。）をすることができる。

第39条（配当金の除斥期間）

- 1 配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。
- 2 未払の配当金には利息をつけない。

以上

2024年9月27日